

# 久留米市空家等対策計画【概要版】

## 空家等対策に関する基本的な方針

- (1) 所有者等の意識の涵養(かんよう)  
空家等の適切な管理は、まず所有者等が自らの責任において対応すべきものです。そのために、広く啓発を行い、所有者等の意識を涵養(かんよう)します。
- (2) 空家等の活用の促進  
地域や民間の関係団体、不動産事業者と連携して、活用できる空家等の市場流通を促す取り組みを推進します。
- (3) 管理不全な空家等の解消の促進  
老朽化し放置され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な状態の空家等の解消に取り組みます。
- (4) 住民からの相談に対する体制の整備  
空家等の所有者等や地域住民からの相談に対応するため、地域や民間の関係団体と連携した体制を構築します。

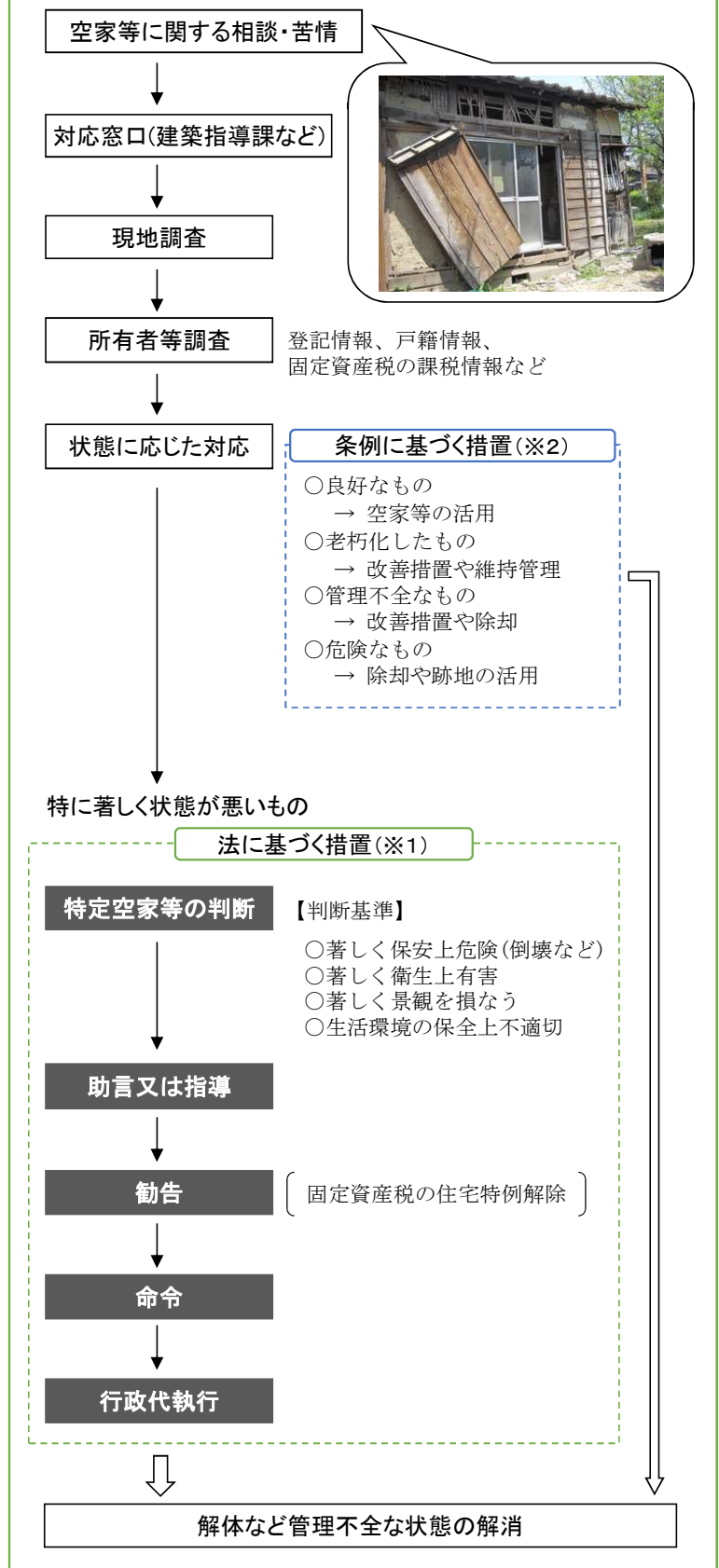
## 計画の対象

- (1) 計画期間  
平成31～37年度
- (2) 対象地区  
市内全域
- (3) 対象とする空家等の種類  
空家等(法第2条第1項) ※1)  
特定空家等(法第2条第2項) ※1)

## 空家等対策における取り組み

- (1) 空家等の適切な管理の促進  
○ホームページへの情報掲載  
○空き家相談会の実施  
○各種助成制度の紹介 など
- (2) 空家等の調査  
(右のフロー図を参照)
- (3) 空家等及び跡地の活用の促進  
○空き家情報バンク  
○空き家活用リフォーム助成  
○地域提案型空き家活用事業 など
- (4) 特定空家等に対する措置等  
(右のフロー図を参照)
- (5) 住民等からの相談への対応  
関係部署の連携による対応
- (6) 空家等対策の実施体制  
庁内の関係部署のほか、民間の関係団体や国・県などの公的機関との連携

## 基本的な対応のフロー図



※1 空家等対策の推進に関する特別措置法  
 ※2 久留米市空き家及び老朽家屋等の適正管理に関する条例

